

各位

会社名 株式会社東京機械製作所

代表者名 代表取締役社長 都並 清史

(コード番号:6335 東証第1部)

問合せ先 総務部長 中野 実

(TEL: 03 - 3451 - 8591)

アジアインベストメントファンド株式会社らによる当社株式の追加取得に関するお知らせ

2021年8月6日付「アジアインベストメントファンド株式会社らによる当社株式を対象とする買集め行 為を踏まえた当社株式の大規模買付行為等への対応方針について」においてお知らせいたしましたとおり、 当社は、アジアインベストメントファンド株式会社(以下「アジアインベストメントファンド」といいま す。)及びアジア開発キャピタル株式会社(以下「アジア開発キャピタル」といい、アジアインベストメン トファンド及びアジア開発キャピタルを合わせて「アジアインベストメントファンドら」といいます。)が、 2021 年7月 21 日時点において、株券等保有割合として 32.72%に相当する当社株式を保有するに至った ことを踏まえ、当社株式に対する大規模な買付行為がなされることを受け入れるか否かの判断は、企業価 値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきもので あるという考えの下、大規模買付行為等への対応方針(以下、「本対応方針」といいます。)を導入いたしま した。また、2021年8月13日付「アジアインベストメントファンド株式会社らへの書簡の送付に関する お知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、同月3日、当社一般株主がアジアインベストメントフ ァンドらの株式取得に応じるか否か検討することを可能にするために、当社の経営支配権を取得した後の 経営方針等に関する情報を提供し、かつそれを検討するための考慮期間を確保するよう書面にてアジアイ ンベストメントファンドらに対して要請し、同月 13 日には、当社としても、アジアインベストメントファ ンドらによる当社株式の買集めが、当社企業価値ひいては株主共同の利益に対していかなる影響を与える のかについて検討するために建設的な対話を行う意向がある旨の書簡もアジアインベストメントファンド らに対して送付しております。

本対応方針は、大規模な買付行為についての株主の皆様の適切なご判断の必要不可欠な前提として、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供が行われること及び大規模買付者の提案内容等を当社取締役会が適切に評価・検討するための期間を確保することを目的として、大規模買付者に対して、大規模買付行為等に先立ち、意向表明書の提出、必要情報の提供などの手続を遵守することを求めています。本対応方針上、大規模買付者にあたるアジアインベストメントファンドらは、本対応方針導入後に新たに当社株

式を取得する場合、かかる所定の手続を遵守することが求められています。

アジアインベストメントファンドが 2021 年 8 月 18 日に提出した大量保有報告書の変更報告書 No. 7 によれば、本対応方針が導入された同月 6 日の翌日以降、アジアインベストメントファンドらは、当社株式を同月 10 日に 18,000 株、同月 11 日に 48,300 株買い集めていることが判明しました(以下「本追加取得」といいます。)。本追加取得の結果、アジアインベストメントファンドらは、少なくとも同日時点において、株券等保有割合として 35.47%に相当する当社株式を保有するに至りました。

しかしながら、アジアインベストメントファンドらは、本追加取得に関して当社への連絡を行っておらず、当然、本対応方針に基づく意向表明書の提出も行われておりません。したがって、本追加取得は、本対応方針上の手続を遵守することなく行われたものであり、本追加取得に応じるか否かについて株主の皆様の適切なご判断の機会を奪うものと言わざるを得ません。

本追加取得に関する当社としての対応につきまして、当社としては、アジアインベストメントファンド らと面談の上、本対応方針に則り、当社独立委員会の勧告・意見を最大限尊重しつつ、できるだけ速やか に、株主の皆様にご案内させていただきます(なお、独立委員会の設置及び独立委員会の委員の選任については、2021年8月6日付「独立委員会の設置及び独立委員会委員の選任について」をご参照ください。)。

株主の皆様におかれましては、当社から開示される情報や当社の本追加取得に関する考えをご確認いた だきました上で、慎重なご対応をいただきますようお願い申し上げます。

以上